課外活動の承認に関するガイドライン（令和４年６月８日以降）

新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部

**１　課外活動の実施**

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 必要な感染防止対策を講じた上で、課外活動を実施すること |
| ② | 密集する運動や近距離での組み合い・接触を伴う活動は、参加人数や練習内容・回数を必要最小限にとどめるなど、特に感染防止対策に留意した上で実施すること |
| ③ | お互い向かい合っての発声、大きな声での会話、応援等は行わないこと |
| ④ | 活動時間は、平日は３時間程度、土日祝は４時間程度とすること |
| ⑤ | 同じ用具を消毒しないまま、複数人が使用しないこと |
| ⑥ | 休憩時間中もベンチや日影に密集しないよう配慮し、身体的距離を確保すること |
| ⑦ | 水分補給のボトルやタオルを共用しないこと |
| ⑧ | 屋内での活動の場合は、常に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと |
| ⑨　 | 課外活動中（更衣室を含む）は、支障がない限りマスクを着用することただし、屋外で、人との距離（２ｍ以上を目安※以下同様）が確保できる場合や、人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合、また、屋内で人との距離が確保でき、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はない。 |
| ⑩ | ミーティングや打ち合わせは極力屋外で行い、屋外で人との距離を確保できる場合を除き、マスクを着用すること |
| ⑪ | 他大学の学生を含む活動団体の場合、必要な学外者の入構手続きを適切に行うこと |
| ⑫ | 各種体育施設や文化施設等、学外の施設を利用した活動は行わないことただし、学外の施設を利用する必要性が明らかであり、当該施設に必要な感染防止対策が講じられている場合に限り、学外の施設を利用した活動を認める |
| ⑬ | 試合形式の練習（紅白戦等）、他大学等の学外者との合同練習、練習試合を行う場合、参加人数、移動人数を必要最小限にとどめること |
| ⑭ | 合宿等、宿泊を伴う活動を実施する場合※、必要な感染防止対策が講じられている施設を利用するとともに、飲食は、食べながらの会話や回し飲みなど感染リスクの高い行動を避け、会話をする際には適切にマスクを着用すること※実施にあたっては、活動内容、感染防止対策等に関して事前届出を行うこととし、届出のないものは合宿等として認めない。 |

**２　部室等の使用**

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 入室前に手洗いを行うこと（アルコール等による手指消毒でも良い） |
| ② | 常にお互いの身体的距離（２ｍ以上を目安、最低１ｍ）を確保できるよう、一度に入室する人数を制限する等の措置を徹底すること |
| ③ | マスクを着用すること |
| ④ | 大きな声で会話をしないこと |
| ⑤ | 水分補給のボトルやタオルを共用しないこと |
| ⑥ | 常に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと |
| ⑦ | 滞在時間は必要最小限とすること |

**３　その他**

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 活動前にあらかじめ全ての参加者が検温し、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある学生の欠席を徹底すること |
| ② | 登校又は学外での活動に際して公共交通機関を利用する場合は、混雑する時間帯を極力避けるとともに、お互いの身体的距離を確保し、マスクを着用すること |
| ③ | 課外活動の前後における飲食、または卒業生を送り出すためや新入生を歓迎するためのコンパ等、飲食を伴うイベントは、新型コロナ対策認証店を利用の上、食べながらの会話や回し飲みなど感染リスクの高い行動を避け、会話をする際には適切にマスクを着用すること |

**４　公式戦に関する特例**

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 課外活動の申請の際、主催団体が示すガイドライン（当該種目に係る全国規模の団体が示すガイドラインに準じていることが望ましい）を添付すること。ガイドラインが定められていない公式戦への参加は認めない（文化会系の課外活動については、「学外の第３者が企画又は参加するイベント」への参加及びそれに向けた活動を公式戦と同様の取扱いとする。） |
| ② | 公式戦では、「１ 課外活動の実施」に示した項目の一部の遵守が困難である場合も、主催団体が示すガイドラインに沿った活動については実施を認める |
| ③ | 公式戦に参加するために必要な場合は、県外での活動を認める |
| ④ | 公式戦への参加前２週間は、全学生が毎日検温し、発熱等の風邪症状・全身倦怠感・息苦しさ・嗅覚又は味覚の異常等の症状が、学生本人又は同居家族に生じた場合は、当該学生は練習及び公式戦への参加を見送ること |
| ⑤ | ④について、当該学生が医療機関を受診し、PCR検査等を受検することになった（又は受検した）場合は、学務課への連絡を徹底すること |
| ⑥ | ⑤について、当該学生が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合は、保健所等が濃厚接触者の範囲を特定するまでの間、全員の練習及び公式戦への参加を見送ること。保健所等が濃厚接触者に該当しないと判断した学生は、それ以降の練習及び公式戦への参加を認める |
| ⑦ | ⑥は、当該学生がPCR検査を受検して結果が判明していない場合にも適用し、検査結果が判明するまでの間、全員の練習及び公式戦への参加を見送ること。検査結果が陰性と判明した場合は、それ以降の練習及び公式戦への参加を認める |
| ⑧ | 公式戦への参加後２週間は、参加した全学生が毎日検温を行い、健康管理と感染予防に留意すること。この間に、参加した学生が医療機関を受診し、PCR検査等を受検することになった（又は受検した）場合は、学務課及び主催団体へ報告すること（但し、主催団体については、主催団体が報告の要件を別途定めている場合はそれに従うこと） |
| ⑨ | 試合後の祝勝会、打ち上げなど、公式戦に関する活動の前後において、複数人での飲食は、新型コロナ対策認証店を利用の上、食べながらの会話や回し飲みなど感染リスクの高い行動を避け、会話をする際には適切にマスクを着用すること |

※このガイドラインに違反した場合、団体名を公表の上、活動停止等の処分を含め厳正に対処します。

令和4年6月8日以降

|  |
| --- |
| 承認欄 |
| 学部学生部長 |
|  |

課外活動実施計画書

◎ 提出先：学務課

別紙１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体名 |  | 活動予定人数 |  |
| 代表者名 |  | 代表者連絡先 |  |
| 主な活動場所 |  |
| 活動の曜日・時間帯 |  |
| 公式戦への参加予定 | 有 | 無 | （主催団体）：（大会名称）： |
| 公式戦の期間・試合数 |  |
| 公式戦の開催場所 |  |

※文化会系の課外活動については、「学外の第３者が企画又は参加するイベント」への参加及び

それに向けた活動を公式戦と同様の取扱いとする。

|  |
| --- |
| １．主な活動内容と感染防止上の工夫 |
|  |
| ２．部室等利用時の感染防止上の工夫 |
|  |

|  |
| --- |
| ３．感染リスクに対する措置状況の確認 |
| （１）練習の場合 |
| ①　密集する運動や近距離での組み合い・接触は必要最小限のものか？ | はい | いいえ |
| ②　お互い向かい合っての発声は行わないか？ | はい | いいえ |
| ③　同じ道具を、消毒しないまま複数人が使用することはないか？ | はい | いいえ |
| ④　顧問の教員【氏名：　　　　　　　】は、計画書について了承しているか？ | はい | いいえ |
| ⑤　課外活動の前後において、複数人での飲食を行う場合、飲食時の感染防止※を徹底することができるか？ | はい | いいえ |
| ⑥　活動中（ミーティング、部室、更衣室利用時を含む）は、支障がない限りマスクを着用するか？ただし、屋外で、人との距離（２ｍ以上を目安※以下同様）が確保できる場合や、人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合、また、屋内で人との距離が確保でき、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はない。 | はい | いいえ |
| ⑦　代表者は、部員全員にガイドラインの内容を周知徹底したか？また、許可にあたって注意事項等が付された場合には、部員全員に周知徹底するか？ | はい | いいえ |
| ⑧　ガイドラインに違反した場合は、活動停止等のいかなる処分も受け入れるか？※団体名を公表の上、活動停止等の処分を含め厳正に対処します。 | はい | いいえ |
| （２）公式戦の場合（公式戦への参加予定が無い場合は記入不要）　　　主催団体が示すガイドライン（当該種目に係る全国規模の団体が示すガイドラインに準じていることが望ましい）を実施計画書に添付して提出すること。 |
| ①　主催団体が示すガイドラインの内容について、全学生が理解し、遵守することができるか？ | はい | いいえ |
| ②　公式戦への参加前２週間は、全学生が毎日検温し、発熱等の風邪症状・全身倦怠感・息苦しさ・嗅覚又は味覚の異常等の症状が、学生本人又は同居家族に生じた場合は、当該学生は練習及び公式戦への参加を見送ることについて、遵守することができるか？ | はい | いいえ |
| ③　部員が新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所が濃厚接触者の範囲を特定するまでの間、全部員の練習及び公式戦への参加を見送ることについて、遵守することができるか？（但し、保健所が濃厚接触者に該当しないと判断した部員は、それ以降の練習及び公式戦への参加を認める）。 | はい | いいえ |
| ④　③に関連して、部員がPCR検査を受検し、その結果が判明するまでの間も、全部員の練習及び公式戦への参加を見送ることについて、遵守することができるか？（但し、検査結果が陰性と判明した場合は、それ以降の練習及び公式戦への参加を認める）。 | はい | いいえ |
| ⑤　公式戦への参加後２週間は、参加した全学生が毎日検温を行い、健康管理と感染予防に留意し、この間に、参加した学生が医療機関を受診し、PCR検査等を受検することになった（又は受検した）場合は、学務課及び主催団体へ報告することについて、遵守することができるか？（但し、主催団体については、主催団体が報告の要件を別途定めている場合はそれに従うこと）。 | はい | いいえ |
| ⑥　試合後の祝勝会、打ち上げなど、課外活動の前後において、複数人での飲食を行う場合、飲食時の感染防止※を徹底することができるか？ | はい | いいえ |

|  |
| --- |
| 確認欄(全学学生部長) |
|  |

※飲食時の感染防止

・新型コロナ対策認証店を利用の上、食べながらの会話や回し飲みなど感染リスクの高い行動を避け、会話をする際には適切にマスクを着用すること